

長期療養等により定期予防接種を受けられなかった方へ

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別の事情により、定期接種が受けられなかった者に対し、定期接種の機会を確保します。

1 対象者（次のいずれにも該当する方）

- (1) 接種時に豊見城市に住民登録のある方
- (2) 長期療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別の事情により、やむを得ず定期予防接種を接種対象年齢の間に受けることができなかった方

2 対象期間

長期にわたり療養を必要とする疾病等の特別の事情がなくなった日から起算して**2年間**。

※ただし、接種上限年齢の定められている以下の予防接種は、2年以内であっても上限年齢に達したら受けられません。

BCG	4歳の誕生日の前日まで
小児用肺炎球菌ワクチン	6歳の誕生日の前日まで
ヒブワクチン	10歳の誕生日の前日まで
4種混合、5種混合	15歳の誕生日の前日まで

3 対象となる予防接種

やむを得ず対象年齢内に接種できなかった**定期予防接種**。

※任意で受けた予防接種は対象外です。

※1度受けた予防接種の再接種は対象外です。

4 特別の事情とは

(1) 次の①から③までに掲げる疾病にかかったこと

- ① 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- ② 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- ③ ①または②の疾病に準ずると認められるもの

※上記疾病の例について、別表「対象疾病一覧表」をご確認ください。

(2) 臓器の移植を受けたあと、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと

(3) 医学的知見に基づき、1または2に準ずると認められるもの

(4) 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

※ ただし、(4)は国によりその該当性が示された場合のみ適用する。

5 手続きの流れ

(1) 事前申請

接種を受ける前に、次の①から③を子育て支援課へ提出ください。

- ① 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期予防接種実施申請書（様式第1号）
- ② 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書（様式第2号）
- ③ 親子（母子）健康手帳の予防接種記録ページまたは当該履歴が確認できるものの写し

※ ②は特別な事情が解消したと判断した主治医に作成を依頼してください。作成にお金がかかる場合があります。

(2) 申請書類の確認

(1)の申請内容を確認し、対象者と認めたときは次の①及び②を申請者へ交付します。

- ① 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期予防接種実施依頼書（様式第3号）
- ② 対象となる予防接種の予診票

(3) 対象の予防接種を受ける

(2)で交付された書類をお持ちになり、医療機関において接種を受けてください。

【お問い合わせ・申請書送付先】

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市役所 こども未来部 子育て支援課
電話番号：098-850-0143